

第8期介護保険事業計画

～すべての高齢者が自立し生きがいをもって生活できる村づくり～

令和3年3月
六ヶ所村

1 計画策定の趣旨

六ヶ所村では、「すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり」を基本理念に、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取り組みを進めてきました。本村では、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本村における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む2025年（令和7年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、高齢者施策を総合的に推進していくための「六ヶ所村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

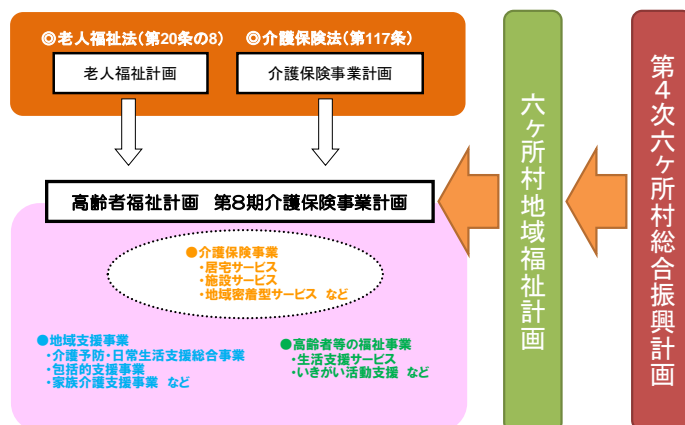
(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」および介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、本村のまちづくりの基本計画である「第4次六ヶ所村総合振興計画」の部門別計画として位置づけ、上位計画である「六ヶ所村地域福祉計画」や他の保健福祉計画、国の定める策定指針、県の「青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」との整合性を図り策定します。

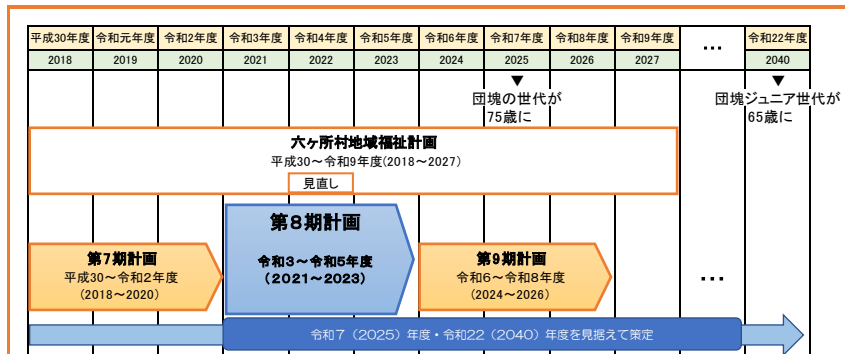
■計画の位置づけ



(3) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としていますが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度、15歳～64歳の生産年齢人口が急減する令和22（2040）年度を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間

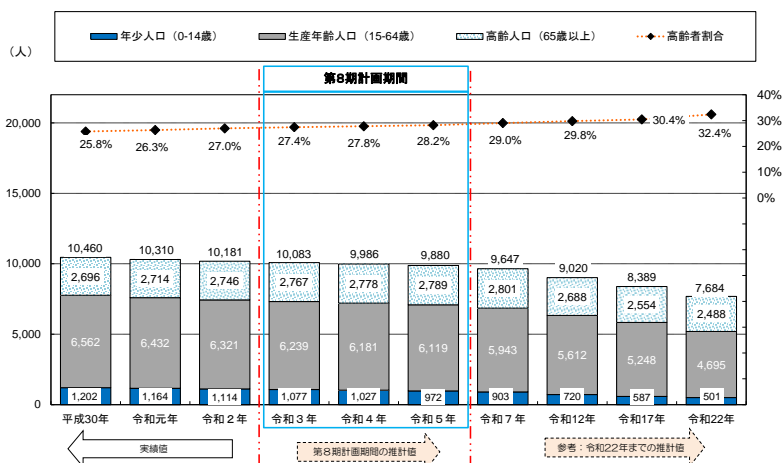


3 人口と高齢者の推計

本村の過去の人口変化率の実績値を用いて人口推計を行った結果、計画期間中の人口は緩やかな減少傾向にあり、本計画の最終年である令和5年の人口は、9,880人と推計されます。

高齢者人口については、増加傾向で推移することが見込まれ、令和5年では2,789人と推計されます。それに伴い、高齢化率は上昇し、28.2%となる見込みです。

■3区分人口と高齢化率の推移と推計



4 計画の基本理念・基本目標

(1) 基本理念

すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり

本計画では、これまでの基本理念「すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり」を踏襲し、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するとともに、令和22年（2040年）を見据え、介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。さらに、すべての世代の住民が一体となった「地域共生社会」の実現を目指しています。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、具体的な施策の指針となる3つの基本目標を設定しました。

●基本目標1 生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実

健康増進・介護予防サービスの基盤整備の推進

多様な学習・文化・芸術・地域活動等の機会の確保等、高齢者の生きがいづくりの支援

●基本目標2 地域包括ケアシステムの推進

包括的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、地域のネットワークづくりの推進

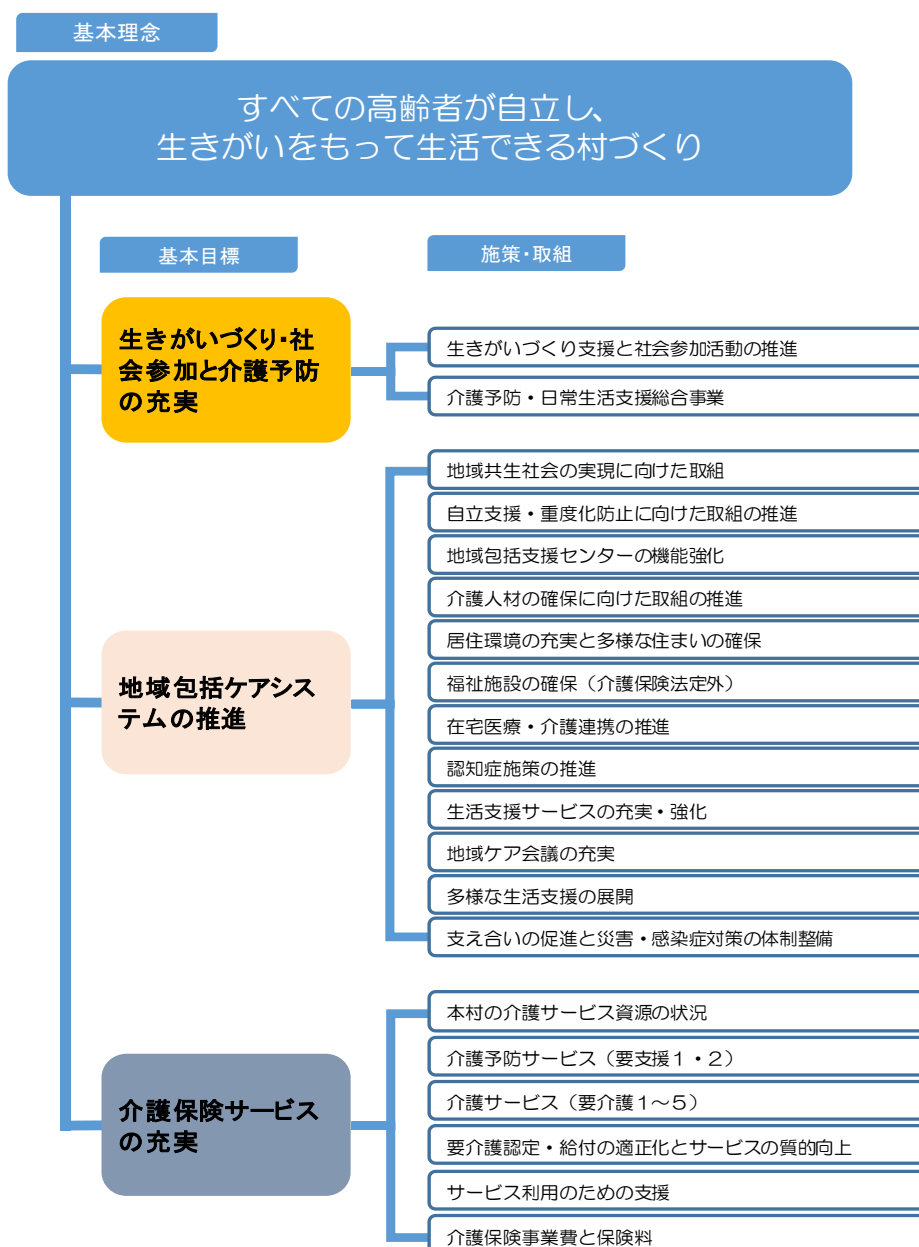
地域包括ケアシステムの充実

●基本目標3 介護保険サービスの充実

介護保険の各種サービスの充実

医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備、サービス基盤の充実

5 計画の体系

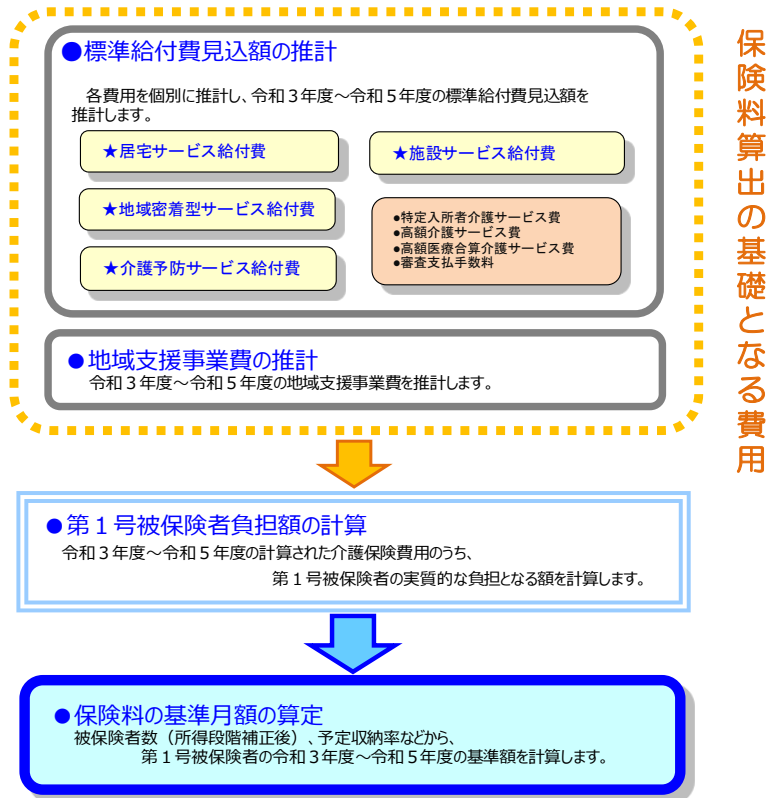


6 介護保険料算出の流れ

(1) 保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

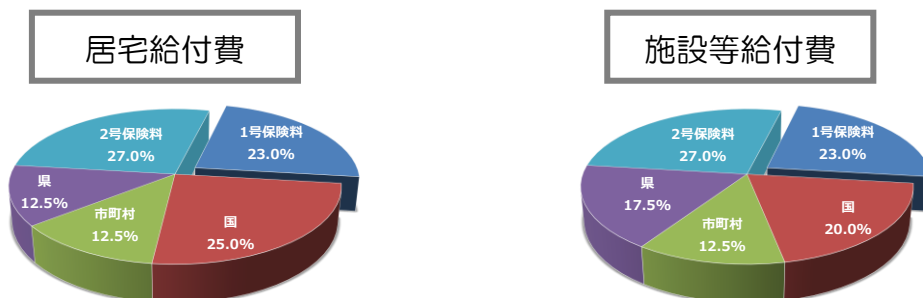
■介護保険料算出のフロー図



(2) 被保険者と公費負担の割合

介護給付費の負担は、公費50%、保険料50%が基本です。第1号被保険者の保険料は、図に示すように、総給付費額の23%の負担となります。その他の負担割合は、施設等給付費については、第2号被保険者が27%、国が20%、県が17.5%、市町村が12.5%、居宅給付費については、第2号被保険者が27%、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%となります。

■標準給付費の負担割合



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

7 保険料の算定

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までについて、本村の標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出した結果、保険料基準月額 **7,700 円** と算出されました。なお、算出にあたっては、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定したほか、介護給付費準備基金の2,500万円を取り崩して第1号被保険者負担分を減額しました。

■ 保険料の算定

(単位：円・人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,064,879,309	1,068,504,945	1,151,675,572	3,285,059,826
地域支援事業費 (B)	46,637,303	46,637,303	46,637,303	139,911,909
介護予防・日常生活支援総合事業 (C)	27,383,683	27,383,683	27,383,683	82,151,049
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 (D)	13,632,278	13,632,278	13,632,278	40,896,834
包括的支援事業(社会保障充実分) (E)	5,621,342	5,621,342	5,621,342	16,864,026
第1号被保険者負担分相当額 (F) 【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	255,648,821	256,482,717	275,611,961	787,743,499
調整交付金相当額 (G)【(A+C)×5%】	54,613,150	54,794,431	58,952,963	168,360,544
調整交付金見込額 (H)	75,305,000	76,234,000	82,084,000	233,623,000
財政安定化基金償還金 (I)				9,500,000
介護給付費準備基金取崩額 (J)				25,000,000
保険料収納必要額 (K)【F+G-H+I-J】				706,981,043
予定保険料収納率 (L)	98.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (M) (第1号被保険者数)	2,592	2,602	2,613	7,807
保険料基準額(年額) (N)【K÷L÷M】				92,405
保険料基準額(月額) (O)【N÷12】				7,700

8 介護保険料

令和3年度から令和5年度における、本村の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

■保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	月 額
第1段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円以下の者	0.50	46,200円	3,850円
第2段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円を超え120万円未満の者	0.75	69,300円	5,775円
第3段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 第1段階、第2段階対象者以外の者	0.75	69,300円	5,775円
第4段階	○本人が市町村民税非課税で、世帯に 課税者がいて、公的年金等収入＋合計 所得金額80万円以下の者	0.90	83,160円	6,930円
第5段階 (基準)	○本人が市町村民税課税で、世帯に 課税者がいて、第4段階対象者以外の者	1.00	92,400円	7,700円
第6段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満の者	1.20	110,880円	9,240円
第7段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円以上210万円 未満の者	1.30	120,120円	10,010円
第8段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額210万円以上320万円 未満の者	1.50	138,600円	11,550円
第9段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額320万円以上の者	1.70	157,080円	13,090円

六ヶ所村 高齢者福祉計画・第8介護保険事業計画 概要版

令和3年3月

問い合わせ先：六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475

TEL：0175-72-2111 FAX：0175-72-2604